

第30回
会津美里町農業委員会定例総会

令和5年5月19日 金曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第30回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年5月19日 金曜日 14時00分～14時50分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	2番 眞鍋 伸太郎
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	9番 柴崎 陽	7番 佐藤 孝夫
		8番 福田 真実
	11番 間船 一男	10番 大井 豊記
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
	推進委員 齋藤 仁	
	推進委員 山田 幸市	推進委員 佐藤 健一
		推進委員 齋藤 武美
		推進委員 佐々木 宏光
	推進委員 山内 祐太郎	
	農業委員 8名出席／12名	
	推進委員 4名出席／10名	

4. 議事録署名人 1番 渡部 稔 3番 村松 祐一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞鍋伸太郎 委員、7番 佐藤孝夫 委員、8番 福田真実 委員、10番 大井豊記 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第30回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
1番 渡部 稔 委員、3番 村松 祐一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第105号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号6番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、字倉田〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10aあたり250,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号7番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、沼田字大坪甲〇〇番 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が相手方要望のため、譲受が経営規模拡大であります。移転時期は許可日以降であり、価格は、10aあたり250,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号8番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、吉田字小山〇〇番 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が経営移譲のため、譲受が経営移譲であります。移転時期は許可日以降であり、価格は親族のため無償です。権利設定は53分の1の持分移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第105号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第105号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第106号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号4番、設定人は〇〇さん、被設定人は〇〇さん。
申請農地は、字新用地〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で親族のため無償です。権利設定の理由ですが農家住宅用地です。工事着工及び完成は、許可日より、令和5年10月31日の予定であります。建築物の名称及び面積は、住宅敷地〇〇㎡、小屋（物置）〇〇㎡、駐車スペース 〇〇㎡、雪捨て場・通路・その他 〇〇㎡で併用地〇〇㎡を含みます。権利は使用貸借権設定であります。

受付番号5番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は 〇〇 代表役員〇〇さん。
申請農地は尾岐窪字本屋敷〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で無償です。権利移転の理由ですが、駐車場用地です。工事着工及び完成は、許可日より令和5年8月31日の予定であります。建築物の名称及び面積は、駐車場〇〇㎡、雪置場〇〇㎡、通路・その他〇〇㎡で、併用地〇〇㎡を含みます。権利は所有権移転であります。

受付番号6番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、字油田〇〇番 外〇筆 畑で 〇〇㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で、賃借料の年額は〇〇円となります。権利移転の理由ですが、自動車置場になります。工事着工及び完成は、許可日より令和5年8月31日の予定であります。建築物の名称及び面積は、自動車置場〇〇㎡、通路等〇〇㎡です。権利は賃借権設定であります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号4番は山田幸市委員より、5番については齋藤仁委員より、6番については本名京子委員より報告願います。

山田委員 受付番号4番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和5年2月8日午前10時45分から調査を行いました。出席者は、設定人〇〇さん、被設定人の〇〇さんご夫妻、申請事務関係者の司法書士、町農業委員会より、佐藤孝夫委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、農家住宅用地です。なお、申請地に隣接する、字新用地〇〇番

の畑〇〇㎡については、平成 25 年度に、同じく農家住宅用地として転用許可を受けましたが、資金が確保できなかったことと敷地面積が足りなかったため、転用事業が延期されていました。今回、資金面の問題が解決したことで、敷地面積を増やすため、隣接する申請地を新たに転用申請したものです。

付近への被害防止策ですが、申請地は、土留工事を実施し勾配にも十分配慮するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。

その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と東側を道路、南側と西側を水路と接しているため、農地の分断や蚕食等は発生しません。以上報告いたします。

齋藤(仁)委員 受付番号 5 番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和 5 年 5 月 9 日 午前 9 時から調査を行いました。出席者は、譲渡人であり、譲受人の〇〇 代表役員の〇〇さん、役員の〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、申請事務関係者の司法書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より 松本晋平委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、駐車場用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は、高さを周囲に合わせ、碎石を敷きならすため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため影響ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地周辺は、原野及び山林、墓地や道路と接しているため、影響はありません。以上報告いたします。

本名委員 受付番号 6 番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和 5 年 5 月 9 日午前 10 時から調査を行いました。出席者は、設定人の代理として親族の〇〇さん、被設定人〇〇さん、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、町農業委員会より 渡部稔委員と私、事務局の後藤次長と廣谷主査により調査を実施しております。

転用目的は、車両置き場です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲よりやや高くなっている表土を削り、転圧締めを行うため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透させるため影響ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地周辺は道路及び宅地となっており、農地はないため影響はありません。以上、ご報告いたします。

- 議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 106 号について質疑を求めます。
- 村松委員 5 番の件で、ご本人の土地を〇〇法人に移転するということですが、理由はなんでしょうか。
- 事務局次長 個人所有の土地を〇〇法人に無償譲渡とする形になっております。
- 村松委員 〇〇法人だと課税されないからという理由があるのでしょうか？
- 事務局次長 〇〇法人だと非課税ということがあるかと思いますが、今回は来客のための駐車場として利用するための無償譲渡ということで、ほかに利用するということはないと聞いております。来客が多数来るため駐車場が手狭になり、広い駐車場を確保したいとのことであります。
- 議 長 ほかにありませんか。
- なしの声 —
- 議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。
- 挙手全員 —
- 議 長 賛成全員と認め、議案第 106 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第 5 条 事業計画変更】

- 議 長 次に、議案第 107 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について を審議いたします。事務局説明願います。
- 事務局次長 受付番号 1 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、申請農地は変更前の区域内の土地、字新用地〇〇番 〇〇㎡です。区域を増加させる土地、字新用地 〇〇番 外〇筆 〇〇㎡であります。変更理由は、当初借入予定していた借入

が不可能となり、転用事業が中断していたところ、家族も増えたことで、より広い敷地が必要となったため、農地転用する区域を新たに追加するためであります。変更前の建設物名称及び面積は、住宅敷地〇〇㎡、駐車場〇〇㎡です。変更後の建設物名称及び面積は、住宅敷地〇〇㎡、小屋（物置）〇〇㎡、駐車スペース 〇〇㎡、雪捨て場・通路その他 〇〇㎡で〇〇㎡増加となります。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 107 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、変更妥当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 107 号は変更妥当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 108 号 農用地利用集積計画の意見を求める件について審議いたします。初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者〇〇さん、移転を受ける者〇〇さん。当該農地は字佐布川〇〇番 田で〇〇㎡です。価格は、10a あたり 500,000 円でまとまりました。なお、あっせん会議を開催しております。

受付番号 2 番、移転する者〇〇さん、移転を受ける者〇〇さん。
当該農地は境野字境野〇〇番 外〇筆 田で〇〇㎡です。価格は、10a あたり 500,000 円でまとまりました。なお、あっせん会議を開催しております。以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。
受付番号1番について、本名京子委員より、受付番号2番について、山内祐太郎委員より報告をお願いいたします。

本名委員 令和5年4月24日、会津美里町本庁舎2階203会議室において、あっせん会議を行いました。出席者は、渡部稔委員と私、事務局次長、出し手の〇〇さん、受け手の〇〇さんであります。はじめに〇〇さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、〇〇さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい、とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、〇〇さんは、町内の農地について水稻と大玉トマトの複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、受け手が話し合いで、出し手については、10aあたり500,000円との希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、10aあたり500,000円で合意に至りました。以上、よろしくをお願いいたします。

山内委員 令和5年4月24日、会津美里町本庁舎2階203会議室において、あっせん会議を行いました。出席者は、柴崎陽委員と私、事務局次長、出し手の〇〇さん、受け手の〇〇さんであります。はじめに〇〇さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、〇〇さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、〇〇さんは町内の農地について水稻とソバの複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。価格につきましては、受け手、出し手ともに、10aあたり500,000円との希望があったため、妥当な額について聞き取りました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。あっせんの結果、双方納得したため、10aあたり500,000円で合意に至りました。以上よろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 108 号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 108 号の利用権設定は原案のとおり決定いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第103号から第105号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第103号は6件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第104号、それぞれの事由により合意解約した件について報告いたします。合意解約は1件であります。親族間で解約し、22ページの受付番号283番の〇〇さんに利用権設定するためです。以上です。

【農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改訂について】

事務局次長 報告第105号については、令和5年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の改正により、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改訂と、目標年度に10年後の長期目標を追加するものです。主な変更点として、41ページの遊休農地の解消目標については、令和8年度までに遊休農地を解消することになります。(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法が追加となりました。42ページ(1)担い手への農地利用集積目標については、令和11年度までに集積率を85%となります。

43ページ(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法が追加になりました。

44ページ第3「地域計画」の目標を達成するための役割

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング

・農地中間管理事業の活用の働きかけ
・「地域計画」の定期的な見直しへの協力
が主な改正内容となります。説明は以上となります。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第30回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:50 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年5月19日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(1番 渡部 稔)

議事録署名人 _____
(3番 村松 祐一)